

議案第 62 号

議決第 号

専決処分について承認を求める件（令和 8 年度始良市一般会計
補正予算（第 3 号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

始良市長 米丸 麻希子

専決第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 7 日

始良市長 米丸 麻希子

令和 8 年度始良市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度始良市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 294 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37, 122, 867 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

[1] 歲入歲出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2. 歳入

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	960,000	5,000	965,000	1 財政調整基金繰入金	5,000	財政調整基金繰入金 5,000
計	1,492,323	5,000	1,497,323			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	190,306	294	190,600	1 前年度繰越金	294	前年度繰越金 294
計	190,306	294	190,600			

3. 歳出
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
24 災害援護費	0	5,294	5,294	一般財源 5,294	10 需用費	306	○令和8年度熊本地震避難者生活支援事業
					11 役務費	28	5,294
					19 扶助費	4,960	需用費 306
							消耗品費 50
							光熱水費 256
							役務費 28
							手数料 28
							扶助費 4,960
							熊本地震避難者生活支援金 4,960
計	2,817,818	5,294	2,823,112	一般財源 5,294			